

せとやまるかじり実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、せとやまるかじり実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、瀬戸谷生き生きフォーラムイベント事業の一つである「せとやまるかじり」の円滑な推進のための諸業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) せとやまるかじりの実施
- (2) 関係機関及び団体等との連絡調整
- (3) その他必要な業務

(委員)

第4条 委員会は、せとやまるかじりの主旨に賛同する個人、団体及び企業をもって構成する。

2 委員の任期は、1年間とする。但し再任を妨げないものとする。

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 委員長、監事は、委員の互選による。

3 副委員長、会計は、委員長の指名による。

(役員職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を統括するとともに、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、委員会の会計を行う。

4 監事は、委員会の会計を監査する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて発言させることができる。

(経費)

第8条 委員会の経費は、補助金、企業協賛金、瀬戸谷生き生きフォーラム繰出し金及びその他の収入をもって充てる。

2 事業による残余財産は瀬戸谷生き生きフォーラムへ移管するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、藤枝市本郷876藤の瀬会館内に事務局を置く。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。